

青森県環境影響評価審査会の意見

((仮称) みちのく風力発電事業計画段階環境配慮書)

- 1 事業実施想定区域は広大であり、地形や自然環境などの地域特性が異なる複数の地域が存在するため、これら地域特性が十分反映されるよう地域分けを行うこと等により、事業計画を作成すること。
- 2 事業実施想定区域は広大であり、車両の通行が可能な林道等も十分に整備されていないため、工事用資材等の搬入路の整備等に伴い、大規模な樹木の伐採や土地の改変が行われると考えられる。当該工事の実施による環境への影響を回避又は低減するため、樹木の伐採や土地の改変が極力少なくなるように事業を計画すること。
- 3 事業実施想定区域には火山噴出物からなる地層が分布しているため、掘削土が雨水や地下水と接触することにより、酸性水の発生や重金属類の溶出が起り、周辺環境に影響を及ぼすおそれがあることから、環境影響評価方法書において、地形及び地質（地質）を環境影響評価項目に選定すること。
- 4 事業実施想定区域及びその周辺では、イヌワシ、クマタカ等の希少猛禽類の生息が確認されているほか、ガン類、ハクチョウ類等の渡り鳥の移動経路になっている可能性がある。これらの鳥類に対する重大な影響を回避又は低減するため、地元の複数の専門家から生態特性を聴取した上で、風力発電設備の配置等を検討すること。
- 5 事業実施想定区域には、保安林、国立公園、鳥獣保護区、ふるさとの森と川と海保全地域、重要野鳥生息地（IBA）、生物多様性の保全の鍵になる重要な地域（KBA）、自然度の高い植生等が存在している。風力発電設備の設置及びそれに伴う樹木の伐採や土地の改変により、保安林の機能、動植物の生息・生育環境に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、事業計画の具体的な検討に当たっては、可能な限りこれらの森林や植生、保全地域等を避けるとともに、大規模な土地の改変を回避すること。
- 6 事業実施想定区域及びその周辺には、八甲田ロープウェーや烏帽子岳等の主要な眺望点が多く存在しており、風力発電設備の設置により、これらの眺望点からの眺望景観や圍繞景観に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、風力発電設備の配置等に十分配慮すること。
- 7 本計画段階環境配慮書での文献調査や専門家からの意見聴取等が不十分と考えられることから、環境影響評価方法書の作成段階においては、十分な調査等を行うこと。